

第33回成田市農業委員会総会議事録

令和8年3月9日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月9日(月)
午後1時30分から午後3時38分

2. 開催場所 成田市役所 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 17名

議長 諏訪 恵 昨

1番 木村 知子 10番 森川 光江

2番 大竹 卓 11番 矢崎 光二

3番 宮城 敏彦 12番 萩原 孝次

4番 田中 敏雄 15番 宇井 甲司郎

5番 浅井 弘一 16番 泉水 厚子

6番 京相 稔 18番 坂田 一郎

7番 加藤 茂 19番 湯浅 恵介

8番 渡邊 義行

9番 諏訪 和恵

5. 欠席委員 13番 小川 美智子

17番 藤崎 明

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年3月)について

議案第5号 令和8年度成田市農作業標準賃金及び機械作業料金の設定について

議案第6号 農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出について

議案第7号 成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

- 報告第1号 専決処分について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 あっせんの結果について
- 報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について
- 報告第5号 農地利用状況調査の結果について
- 報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	渋沢 淳
主幹兼振興係長	鎌形 清人
農地係長	椎名 俊亮
主査	青柳 紀生
主任主事	伊藤 和輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日は藤崎委員、小川委員が欠席のため、出席委員は18名となります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第33回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、2月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、15番 宇井 甲司郎 委員、16番 泉水 厚子 委員 の兩名を指名いたします。また、書記に鎌形主幹 兼 振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年3月）について

議案第5号 令和8年度成田市農作業標準賃金及び機械作業料金の設定について

議案第6号 農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出について

議案第7号 成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地利用状況調査の結果について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案7件、報告6件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で21件の申請がございました。

①売買でございます。16件の申請がございました。

1番、三里塚光ヶ丘にお住まいの譲受人が、松子にお住まいの譲渡人が所有する、松子の畑2筆、合計940㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「家庭菜園を行いたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続により申請地を取得したが耕作ができないため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、西大須賀にお住まいの譲受人が、高岡にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、443㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「水稻経営をするため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「転居して管理ができないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、台方にお住まいの譲受人が、下方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑1筆、476㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅の隣接地で耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、新妻にお住まいの譲受人が、千葉市稲毛区にお住まいの譲渡人が所有する、新妻の田3筆、合計5,276㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在、耕作しているため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「耕作が困難なため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、久井崎にお住まいの譲受人が、久井崎にお住まいの譲渡人が所有する、稲荷山の畑1筆、3,948㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を縮小したいため」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

議案集5ページをお開き願います。

続きまして、6番及び7番につきましては、同一譲受人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

大和田にお住まいの譲受人が、大和田にお住まいの譲渡人が所有する、6番が、大和田の田1筆、535㎡と、7番が、大和田の田1筆、495㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自己所有地に隣接しているため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料6ページ及び7ページに案内図がございます。

8番、大清水にお住まいの譲受人が、相続人不明により清算人が管理する、津富浦の畑3筆、合計1,369㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続人不在のため」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

9番、土室にお住まいの譲受人が、下金山にお住まいの譲渡人が所有する、下金山の現況、畑4筆、合計332㎡を、売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「転居予定地に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作が困難なため」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

続きまして、10番から次ページの14番までの4件につきましては、同一法人からの申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である三里塚光が丘の法人が、「経営規模の拡大」と言う事由から、10番が東京都練馬区にお住まいの譲渡人が相続している、十余三の畑1筆、6,812㎡を、「公正証書の遺言により」、11番が松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田1筆、880㎡を、「高齢で耕作が困難なため」、議案集7ページになります。12番が松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の現況、畑6筆、合計2,818㎡を、「高齢で耕作が困難なため」、13番が四街道市にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑2筆、合計14,563㎡を「遠方に住んでおり耕作が困難なため」、14番が千葉市稲毛区にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、442㎡を「遠方に住んでおり耕作が困難なため」と言う事由から、当該法人が売買により取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料10ページから14ページに案内図がございます。

続きまして、議案集8ページでございます。

15番及び16番につきましても、同一の譲受人からの申請であり、関連ござい

ますので、一括してご説明いたします。それでは、台方にお住まいの譲受人が「経営規模の拡大のため」、15番が松崎にお住まいの譲渡人が所有する、船形の現況、畑1筆、1,463㎡を「高齢で耕作できないため」、16番が台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の現況、畑1筆、126㎡を「相続により取得したが耕作が困難なため」と言う事由から、売買により取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料15ページ、16ページに案内図がございます。

議案集9ページをお開き願います。

②交換でございます。2件の申請がございました。

1番、吉岡にお住まいの譲受人が、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、434㎡を交換により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料17ページに案内図がございます。

2番、吉岡にお住まいの譲受人が、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、878㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料18ページに案内図がございます。

③贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、西三里塚にお住まいの受贈者が、西三里塚にお住まいの贈与者が所有する、西三里塚の畑1筆2,000㎡の贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「高齢で耕作が困難なため」というもので、総会資料19ページに案内図がございます。

議案集10ページでございます。

④使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、公津の杜二丁目にお住まいの借受人が、小浮にお住まいの貸付人が所有する小浮の田1筆、4,330㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「父から農業経営を引き継ぎ新規就農したため」というもので、借受後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

貸付人の事由は、「子に農業経営を引き継ぐため」というもので、総会資料20ページに案内図がございます。

⑤賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、富里市にお住まいの賃借人が、名木にお住まいの賃貸人が所有する名木の畑1筆、3,021㎡に、賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は「経営規模拡大のため」というもので、賃借後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃貸人の事由は、「耕作が困難なため」というもので、総会資料21ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番につきましては、新たに農地を取得し、家庭菜園を行いたいとの申請であります。今回は申請面積の合計が1,000㎡未満のため、面接は行わず書類審査のみとなります。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑2筆を取得し、「みかん・キウイ・ブルーベリー等の果樹」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまら

ないと思われま

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日

数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

すが、許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、「穀殻置場」として利用したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする

と規定されており、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、「きゅうり・なす・枝豆・ねぎ・とまと・大根・あずき等」を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田3筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の6番及び7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番及び7番は、田2筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の6番及び7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日

数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

すが、許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、畑3筆を取得し、「甘藷・にんじん・落花生」を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする

と規定されており、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の9番は、現況：畑4筆を取得し、「ミニトマト・きゅうり」を作付けしたいという営農計画です。取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の10番から14番につきましては、法人による農地の売買でございます。法人形態は株式会社であり、定款及び登記事項証明書の目的欄には、「農産物の生産、加工、販売」との記載がされております。構成員は8名であり、議決権要件では、農業関係者の議決権の割合が100%であり、総数の過半を満たしております。また、構成員である役員8名のうち8名が法人の農業に常時従事しておりますことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に

従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、畑1筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。売買の11番は、田1筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。売買の12番は、現況：畑7筆を取得し、「早生桐」を作付けしたいという営農計画です。売買の13番は、畑2筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。売買の14番は、畑1筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

す。以上のことから売買の10番から14番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の15番及び16番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の15番及び16番は、現況：畑2筆を取得し、「栗」を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の15番及び16番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 去る3月5日、午後1時から成田市役所6階大会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。

農業委員5名、農地利用最適化推進委員4名、合計9名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、大栄支所の北東、市道松子1号線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 新規就農面接を行うか、行わないかということについて、面積等による基準があれば教えてください。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 1月の総会からですが、1,000㎡未満の家庭菜園の方については面接を行わないこととし、1,000㎡を超える家庭菜園の方は面接を行う形になります。また、営農目的の方は面積に関わらず、面接を行うとしておりますので、今回の議案にある使用貸借権の設定の案件については、営農目的ということで面接を行っております。

○議長 他にございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、市道西大須賀浅間作線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案に

ついて、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 3条①売買の3番につきましては、申請地は台方公民館の北西、市道宗吾北須賀線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、新妻共同利用施設の北、市道新妻1号線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法3条①売買の5番につきましては、申請地は、成井コミュニティセンターの北東、市道津富浦成井線の南側に位置する農地で、畑として管

理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番及び7番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法3条①売買の6番及び7番につきましては、申請地は、大和田コミュニティセンターの北西、市道大和田池下線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番及び7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番及び7番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番及び7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法3条①売買の8番につきましては、申請地は、大栄消防署の北西、市道津富浦成井線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。続きまして、①売買の9番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法3条①売買の9番につきましては、申請地は、赤荻保育園の南西、市道関戸赤荻線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。

続きまして、①売買の10番から14番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の10番から14番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の東、市道十余三新田線の北側に位置する農地で、10番は十余三防音集会所の東、市道十余三新田線の北側に位置する農地で、畑として管理、11番は松崎青年館の南東、市道ニュータウン中央線の西側に位置する農地で、田として管理、12番は成田市学校給食センターの北東、市道ニュータウン中央線の東側に位置する農地で、畑として管理、13番及び14番は、十余三防音集会所の南東、市道十余三新田線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「譲受人の水田の耕作面積を教えてください。」との質問があり、事務局からは「31, 940㎡です。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の10番から14番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案5件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の10番から14番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番から14番の5件は可決されました。

続きまして、①売買の15番及び16番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の15番及び16番につきましては、申請地は、15番は吾妻小学校の南西、市道船形1号線の南側に位置する農地で、畑として管理されており、16番はニュータウンスポーツ広場の南、市道船形台方線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の15番及び16番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の15番及び16番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の15番及び16番は可決されました。

次に、②交換の1番及び2番については、相互に関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の1番は、畑1筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから交換の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

続きまして、3条②交換の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の2番は、畑1筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから交換の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②交換の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いしま

す。(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②交換1番及び2番につきましては、申請地は、国保大栄診療所の北、市道吉岡水の上線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「申請地の面積に差があるが、問題はないのか。」との質問があり、事務局からは「お互いに承知しており、特に問題はありません。」との回答がありました。

また、別の委員から、「交換となった経緯について、教えてほしい。」との質問があり、事務局からは「元々、相続により農地を取得していますが、双方が相手の農地を耕作していたため、交換により、実際に耕作している農地へ正す形となります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の1番及び2番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の1番及び2番は可決されました。

次に、③贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畑1筆を受贈し、「ブルーベリー」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまら

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③贈与の1番につきましては、三里塚みらい保育園の西、市道西三里塚3号線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「ブルーベリー栽培のため、農地を2反歩増やすとなると、かなりの労力が必要になると思うが、現在の経営ではどのようなものを作っているのか。」との質問があり、事務局からは「レタス、ピーマン、落花生、ブロッコリー、キャベツ等を作付けしております」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の1番は可決されました。

次に、④使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条④使用貸借権の設定の1番につきましては、3条④使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は、田1筆を借り受け、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

権利の設定後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ

総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。
以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。以上でございます。
○議長 続きまして、④使用貸借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、小浮コミュニティセンターの南、市道大和田小浮線の東側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めま

す。(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、⑤賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条⑤賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。
許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。
許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畑1筆を借り受け、「かぶ」を作付けしたいという営農計画です。

権利の設定後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きますして、④賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条⑤賃借権の設定の1番につきましては、大栄消防署下総分署の北西、市道高青山旧県道線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、⑤賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、⑤賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条⑤賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集11ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

1番、西大須賀にお住まいの申請人が、西大須賀の畑1筆、574㎡を「農家住宅用地として転用したい」という申請でございます。

総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に

基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。資力及び信用については、成田国際空港株式会社からの資金証明書が添付されており、事業費を上回る資金が確認出来ましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年4月1日着手、令和8年12月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

574㎡の敷地に、建築面積137.48㎡の母屋と118.7㎡の農業用倉庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である概ね1,000㎡を下回っていることから、妥当な計画面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内浸透とし、表流水は市道側溝へ放流する計画です。また生活雑排水は合併処理浄化槽で処理し、処理水を市道側溝へ放流する計画です。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、県道成田滑河線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決され

ました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で5件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である浦安市の法人が、多良貝にお住まいの譲渡人が所有する、多良貝の畑1筆、1,127㎡を売買により取得し、「社員専用駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。

総会資料24ページに案内図、25ページに公図の写しがございます。

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、台方にお住まいの受贈者が、贈与者である神奈川県海老名市の法人が所有する、台方の畑1筆、499㎡を譲り受け、「資材置場兼駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。

総会資料26ページに案内図、27ページに公図の写しがございます。

議案集13ページをお開き願います。

③賃借権の設定でございます。許可後の計画変更承認で2件の申請がございましたが、1番及び2番については、同一事業者による同一事業であり関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である東京都中央区の法人が、佐倉市にお住まいの賃貸人が所有する、1番が川上の畑2筆、合計1,053㎡を、2番が川上の畑、1筆、532㎡を「首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う駐車場用地及び工事事務所用地」として、令和8年9月30日まで、一時転用の期間を延長したいという申請です。

総会資料28ページに案内図、29ページから31ページに公図の写しがございます。

議案集14ページでございます。

④地上権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃借人である東京都中央区の法人が、名木にお住まいの賃貸人が所有する、名木の畑2筆、合計1,113㎡に地上権を設定し、「太陽光発電設備用地」として、

転用したいという申請でございます。

総会資料32ページに案内図、33ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づき詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分については、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、既存の施設用地が7,444.85平方メートルで、拡張部分の敷地面積が1,127平方メートルと、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、社員専用駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年5月2日に着手、令和8年7月20日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、敷地面積1,127平方メートルに、44台分の社員専用駐車場を設ける計画で、1台当たりの面積が25.6平方メートルとなることから、駐車場への転用面積基準である「普通車1台当たり25から30平方メートル」に該当するため、本計画は妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は敷地内で浸透させます。

隣接農地境界には、フェンス基礎を設置し、土砂及び雨水等の流出を防ぎます。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、多良貝駐在所の南東、県道成田小見川鹿島港線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

次に、②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②贈与の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場兼駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われま

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和8年4月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われま

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止対策については、自然浸透ですが、隣接地周辺は高さ20cmのブロックで囲む計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われま

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②贈与の1番につきましては、申請地は、台方公民館の南東、市道宗吾北須賀線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の中で委員より、「進入路の道幅が狭いが、どのような資材を置くのか。」との

質問があり、事務局からは、「受贈者は申請地の隣接地に自宅兼事務所を構え、電気工事業を営んでおり、申請地には短管パイプなどを置く予定と伺っている。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条②贈与の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認については同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の計画変更の申請は、工事事務所が当初計画の令和8年3月31日、駐車場が令和8年6月30日までの工事期間を、令和8年9月30日まで延長しようとするものであり、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められることから、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、圏央道建設工事に係る駐車場及び工事事務所用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること、事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと、という要件をすべて満たしていると思われま。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われま。

申請の用途に供することの確実性については、現在、圏央道建設工事に係る駐車場及び工事事務所用地として使用中です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われま。

雨水による土砂の流出防止対策については、敷地内処理とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われま。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの西、市道川上2号線の東側に位置する農地で、現況は申請どおり駐車場及び工事事務所用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、③賃借権の設定の1番及び2番を一括して採決いたします。それでは、本案2件について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条③使用賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認は可決されました。

次に、④地上権の設定の1番について、審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条④地上権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年5月22日着手、令和8年6月12日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理するとのことだす。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、④地上権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条④地上権の設定の1番につきましては、成田市大栄消防署下総分署の南、県道成田下総線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、④地上権の設定の1番をて採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条④地上権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第4号 農用地 利用集積等促進計画案(令和8年3月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大竹 委員、浅井 委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大竹 委員、浅井 委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年3月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集15ページをお開き願います。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年3月)について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、16ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、18ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、20ページから39ページをご覧ください。

それでは、議案集18ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は797,152.71㎡で、うち、田が367筆、73件、511,277.06㎡、畑が163筆、35件、276,905.68㎡、農業用施設が13筆、1件、8,969.97㎡でございます。

新規及び更新の内訳につきましては、新規設定が、契約面積106,881㎡で、田が、59筆、22件、90,581㎡、畑が、11筆、8件 16,300㎡でございます。

再設定は、契約面積690,271.71㎡で、田は308筆、51件、420,696.06㎡、畑は152筆、27件、260,605.68㎡、農業用施設が13筆、1件、8,969.97㎡でございます。続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集40ページから59ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集19ページをお開き願います。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は8,078㎡、田3筆3件で、詳細につきましては、議案集60ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年3月)について」の

説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年3月)につきましては、審査の中で、「親子間で中間管理権による使用貸借権を設定している案件があるが、設定する必要があるのか。」との質問があり、事務局からは、「経営移譲年金を受給するため、使用貸借権の設定を継続する必要があります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年3月)について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(大竹 委員、浅井 委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、令和8年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集61ページをお開き願います。

「議案第5号、令和8年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について」でございます。

62ページにあります「令和8年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金(案)」をご覧ください。料金につきましては、全て税込みで表示しております。

それでは、「1. 農作業標準賃金」でございます。こちらは、先月、千葉県農業会議から示された印旛地域の算出額を準用しております。

水田作業は、1日当たり10,600円、畑作業は、1日当たり10,500円、果樹収穫作業は、1日当たり9,600円でございます。

次に、「2. 機械作業標準料金」ですが、こちらも、畑耕起を除き、千葉県農業会議から示された水田機械作業による標準料金の額を準用しております。

各作業の金額としましては、水田耕起は、10a当たり7,500円、水田代かきは、10a当たり7,900円、畦塗りは、1m当たり44円、植付は、10a当たり10,100円、刈取脱穀は、10a当たり22,000円、乾燥調製は60kg当たり3,600円、育苗は、1箱当たり990円、畑耕起は、本市独自で算出を行い、10a当たり7,000円といたしました。

前年度と比較いたしますと、すべての作業料金において値上がりしており、その主な要因といたしましては、機械本体及び燃料の価格の上昇によるものでございます。また、欄外の注意書きにおきまして、2行目に「不整形地や不陸・傾斜地等は割増しになる場合がありますので、双方で話し合いの上、調整してください」との文言を追加しております。追加した理由といたしましては、先月開催された、農業青年団体との座談会において、一反歩での作業料金や条件の悪い圃場での金額を提示することはできないかとの議題がありましたことから、それらを一律に示すことは難しいため、他市の記載例を参考に、この文言を追記させていただいたものです。

なお、本案につきましては、総会にて議決がされましたら、「広報なりた」、市のホームページ、農業委員会だよりなどで周知してまいります。

以上で「議案第5号、令和8年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第5号、令和8年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 昨年の金額と変わっていれば、その差額を教えてください。

(鎌形主幹兼振興係長の挙手あり)

○議長 鎌形主幹兼振興係長

○鎌形主幹兼振興係長 表の作成順、昨年との対比について申し上げます。最初に農作業標準賃金ですが、水田作業料金につきましては、昨年が10,400円で200円

の増。畑作業が10,000円で500円の増。果樹収穫作業が新設となっております。次に機械作業料金の水田耕起、昨年が7,200円で300円の増。水田代かきが7,600円で300円の増。畔塗りが42円で2円の増。植付が9,200円で900円の増。刈取脱穀が20,600円で1,400円の増。乾燥調製が3,400円で200円の増。育苗が900円で90円の増、畑耕起が6,800円で200円の増となっております。

○大竹委員 燃料費込みの金額でしょうか。

○鎌形主幹兼振興係長 燃料費込みの金額です。

○議長 その他ございますか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農令和8年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第6号、農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集63ページをお開き願います。

「議案第6号、農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出について」でございます。

令和8年1月20日付で買受け希望者から関東農政局宛てに国有財産の買受け申込みがありました。64ページに記載のとおり、国が所有する国有農地を売り払うに当たり、買受け希望者が農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方として妥当であるか否かについて、同年2月6日付で関東農政局から農業委員会会長宛てに照会がありましたことから、本総会で、ご審議いただくものです。

それでは、議案集65ページをご覧ください。「農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会意見書(案)」になります。

今回の買受申込者は、伊能にお住まいの個人の方で、現在、田4,611㎡、畑1,871㎡を耕作しております。売払予定地は、旧大須賀小学校から北へ約70m、国

道51号から北西に約130m入った農地で、畑として耕作されております。総会資料34ページに案内図がございます。

次に、売払いの相手方は、農地法第3条第2項の第1号から第6号までの各規定に該当しないことが要件となっております。

第1号の「農地を効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」については、買受申込者は本人と妻の2名で農業経営を行っており、農業経歴も40年を超えていることから、該当しないと思われま

す。第2号及び第2号の2につきましては、「農地所有適格法人及び認定経営発展法人」の要件であり、今回は個人のため該当ありません。

第3号の「信託の引受けによる権利取得」ではありませんので、該当ありません。

第4号の「農業に常時従事すると認められない場合」につきましては、買受申込者は年間150日農業に従事しており、該当ありません。

第5号の「土地を貸付け、又は質入れしようとする場合」につきましては、該当ありません。

第6号の「農地の集団化、農作業の効率化、そのほか周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障の生ずるおそれがある」につきましては、買受申込者は、既に当該農地を国から借り受けており、取得後も引き続き当該農地を耕作する計画となっていることから、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせる恐れはないと思われま

す。以上により、買受申込者は、農地法第3条第2項の各号全てにおいて該当しないことから、「売払いの相手方」として妥当であると思われま

す。なお、本総会でご承認いただいた場合には、本意見書を関東農政局長宛に提出いたします。以上で議案第6号「農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出について」の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいた

○議長 次に、議案第6号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第6号、農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 国が農地を持っているという経緯で存在するのでしょうか。全国にこのようなものがあるのでしょうか。

(鎌形主幹兼振興係長の挙手あり)

○議長 鎌形主幹兼振興係長

○鎌形主幹兼振興係長 戦後に行われた農地改革、いわゆる農地解放により、国が地主から農地の買収を行い、小作人に対して売却や処分を行いました。売渡や処分等が済んでいないため、国有財産という形で残っています。全国的にこのような農地は残っています。

○渋沢事務局長 市内にも20筆ほどの国有農地が残っております。

○議長 その他ございますか

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 申請者の方は、周りの農地も含めこの国有農地も耕作しており、国有農地を買い受けるという認識でよいのでしょうか。

○鎌形主幹兼振興係長 周辺において自己所有地として耕作している土地はありません。今回の手続きを行う土地のみ借り受けており、売買の手続きを行います。

○議長 その他ございますか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地法施行規則第95条第1項の該当の有無に関する農業委員会の意見書の提出について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第7号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集67ページをお開き願います。

議案第7号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、でございます。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、成田市農業委員会におけ

る「成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」を、総会資料68ページから71ページの通り策定しましたので、その内容をご審査いただくものでございます。

当該意見書につきましては、同条第1項において、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと規定されております。また、同条第2項において、関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないとされており、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様は、主に、1. 担い手への農地利用の集積・集約について、2. 遊休農地の発生防止・解消について、3. 新規参入の促進について、の3つのテーマに関する意見の提出を依頼し、頂いたご意見等を事務局で取り纏めた内容を、協議会や運営委員会等で委員の皆様は素案及び原案としてお示しし、最終的な意見書(案)として集約いたしました。

なお、議決後は、本意見書を会長及び職務代理者から成田市長に提出する予定でございます。

以上で議案第7号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第7号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第7号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第7号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第7号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より

説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集72ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集73ページでございます。

「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。11件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集79ページをお開き願います。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集80ページになります。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。4件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集82ページをお開き願います。

「④転用事実確認証明」でございます。

4条で1件、5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集84ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。25件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、あっせんの結果について、を議題とします。あっせん委員より報告をお願いします。

(諏訪 和恵 委員の挙手あり)

○議長 諏訪 和恵 委員

○諏訪委員 報告第3号「あっせん結果について」ご報告いたします。

令和8年1月の総会において、あっせんの実施について承認され、日暮 推進委員と私が、あっせん委員に指名された案件でございます。

最初に1番につきまして、報告いたします。

申出人は成田市長沼にお住まいの方です。

申請土地は、長沼及び南部の田3筆、合計6,512㎡でございます。

候補者につきましては、4名の相手方候補者があげられました。

1月15日に、順位1番の候補者の方にあっせんしたところ、買受の意向があり、調整の結果、双方合意に至り、あっせんが成立いたしました。

続きまして2番、申出人は市川市にお住まいの方です。

申請土地は、長沼の田1筆、977㎡でございます。

候補者につきましては、2名の相手方候補者があげられました。

順位1番の候補者にあっせんしたところ、買受の意向があり、調整の結果双方合意に至り、1月15日にあっせんが成立いたしました。

なお、本案2件につきましては、今後、農地法第3条許可申請により、所有権移転を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第3号 あっせんの結果につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集91ページをご覧ください。

「報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。

①農地法施行規則第53条第12号の規定による事業計画書の提出で、電気事業者

が行う送電用電気工作物等の設置に伴う一時転用が1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地利用状況調査の結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集92ページをご覧ください。

「報告第5号 農地利用状況調査の結果について」でございます。

昨年7月から9月にかけて、農地利用最適化推進委員に行っていただきました、農地法第30条第1項の規定に基づく、利用状況調査の結果について、ご報告いたします。

議案集93ページ下段の合計欄をご覧ください。

「調査を行った農地」は、全体で7万4,515筆、7,617万3,170㎡で、昨年より6万4,495㎡増加しております。その内、「適正に耕作・管理されている農地」は、5万1,639筆、6,184万2,851㎡で、全体の約81.1%、昨年より3万4,975㎡増加しております。

また、「草刈等で解消可能な遊休農地」は、4,999筆、334万0,761㎡で、全体の約4.5%、昨年より37万5,883㎡減少しております。

また、「基盤整備を要する遊休農地」は、7,082筆、472万6,746㎡で、全体の約6.2%、昨年より18万4,437㎡増加しております。

また、「農地以外に利用されている農地」は、1万795筆、626万2,812㎡で、全体の約8.2%、昨年より22万966㎡増加しております。

また、「農業振興地域内農用地における遊休農地」は、5,658筆、446万

4, 024㎡で、全体の約5.8%でございました。

昨年と比較いたしますと、適正に管理耕作されている農地が、約3ヘクタール増加し、遊休農地は約19ヘクタール減少しております。

また、遊休農地率は、約10.6%であり、約0.3パーセント減少しております。

以上で「報告第5号 農地利用状況調査の結果について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問をお願いします。
(質問なしの声あり)

○議長 それでは、質問は無かった旨、報告させていただきます

○議長 次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集94ページをご覧ください。

「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より3件、香取支局より4件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第6号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第6号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第33回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時38分)